

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会 審議参加規程（案）

令和3年〇月〇〇日

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

（目的）

第1条 この規程は、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会設置要綱（以下「審査委員会設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査委員会委員（以下「委員」という。）の審議への参加要件について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利害関係者 区域整備計画の認定を申請し、及び申請しようとする都道府県等（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第6条第1項に規定する都道府県等をいう。）、区域整備計画の認定を受けた都道府県等並びにIR事業者等（同法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行う者及び同法第143条第1項に規定するカジノ関連機器等製造業等を行う者等並びにこれらを行おうとする者等をいう。）をいう。
- 二 家族 配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、委員と生計を一にする者をいう。
- 三 利益相反 委員又はその家族が利害関係者との間で金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供應接待を享受する関係、親族関係その他特別な関係を有することにより、第3条に規定する審議において必要とされる公正かつ中立な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない外観が生じている状態をいう。
- 四 寄附金・契約金等 利害関係者又は利害関係者が所属する組織からの財産上の利益の供与であって、委員又はその家族が当該利害関係者又は当該利害関係者が所属する組織からの財産上の利益の供与であることを認識しているものをいい、コンサルタント料・指導料、特許権・商標権等の知財に対する報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び寄附金・研究契約金（実際に割り当てられたものをいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）等を含む。

(適用対象審議)

第3条 この規程は、審査委員会設置要綱第2条に規定する審議事項について適用する。

(委員の利益相反管理)

第4条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合（第3条に規定する審議において必要とされる公正かつ中立な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない外観が生じていないと委員長が認める場合を除く。以下「利益相反に該当する場合」という。）は、審査委員会の審議に参加してはならない。ただし、委員長が利益相反に該当する場合にあっては、委員長を代理する委員の指示に従って対処するものとする。なお、次の各号に係る該当性の判断は委員より審査委員会の開催の都度提出される「利益相反に関する回答票」による自発的な利益相反申告によるものとする。

- 一 利害関係者に委員又はその家族が含まれる場合
- 二 委員と利害関係者（利害関係者が都道府県等、法人その他の団体である場合にあっては、当該利害関係者に所属する個人）とが、大学、研究機関等の組織において同一の学科等に所属している場合
- 三 委員が、審議対象の区域整備計画に関し、助言その他の実質的関与を行った場合
- 四 委員又はその家族が、審査委員会の開催日から起算して過去3年以内に利害関係者又は利害関係者が所属する組織から、寄附金・契約金等の受取の実績がある場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員において利益相反があると委員長が認める場合（委員長にあっては、委員長を代理する委員が認める場合）

(その他)

第5条 委員が第4条の規定により利益相反に該当する場合には、委員長（委員長がこれらの場合にあっては、委員長を代理する委員）の指示に従うものとする。

- 2 委員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は第4条の規定により利益相反に該当する場合に該当するかどうかを判断することができない場合には、委員長（委員長にあっては、委員長を代理する委員）又は事務局に相談するものとする。
- 3 審査委員会は、第3条に規定する審議において必要とされる公正かつ中立

な判断の確保の観点から、この規程の改正が必要であると認めるときは、適宜、  
適切な見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年〇月〇〇日から施行する。